

○武雄市観光客受入環境整備支援事業費補助金交付要綱

平成28年7月15日

告示第120号

(趣旨)

第1条 市長は、本市を訪れる観光客の受け入れ体制の充実による一層の誘客促進を図るため、外国人、高齢者等の観光客に配慮した市内の観光施設、宿泊施設等における公衆無線LAN、外国語表記、バリアフリー化等の整備を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、外国人、高齢者等の観光客に配慮した市内の観光施設、宿泊施設等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行っている施設及びこれに類する施設を除く。）における公衆無線LAN、外国語表記、バリアフリー化等の整備を行う者とする。

(暴力団の排除)

第3条 自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助対象者とししない。次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合も、同様とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、組織若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 一般社団法人佐賀県観光連盟から観光客誘致環境整備支援事業として補助金交付決定を受けた事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市内において行われる、外国人、高齢者等の観光客に配慮した整備事業として市長が必要と認めるもの

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
1 公衆無線LAN環境の整備に要する初期経費	4分の1以内
2 充電環境の整備に要する初期経費	
3 外国語表記のパンフレット、ホームページ等の作成費	
4 外国語又はピクトグラム表示の整備費（施設案内板等）	
5 衛星放送による海外番組の視聴設備の導入経費	
6 バリアフリー化整備費	
7 その他市長が必要と認める経費	

2 前項の規定による補助金の額は、25万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の3割を超えない額の増減であって、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は時期の変更を行う場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保存すること。

(実績報告)

第8条 規則第9条に規定する実績報告は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 補助金は、市長が必要と認めた場合は、補助金の交付決定額の2分の1を限度として概算払いにより交付することができる。
- 3 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表に定める耐用年数(当該耐用年数が10年を超えるものについては、10年)を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号までに掲げられたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げるもので、1件当たりの取得額が10万円以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する財産を処分する場合であって、当該財産の処分により収益が見込まれるときは、同項ただし書きの規定は適用しない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月15日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則 (令和3年告示第52号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

武雄市長 様

（補助対象者）

住所

名称

代表者職氏名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しな
い場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市観光客受入環境整備支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて申請
します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業計画書

施設概要	
宿泊者概数	
現在の 環境、状況等	
事業内容	
工期等	
担当者	(tel)

3 収支予算

(収入の部)

(単位：円)

	項 目	予算額	備 考
収 入	① 市補助金		
	② 県又は県観光連盟補助金		
	③ 自己資金等		
	合 計		
支 出	① 公衆無線LAN環境整備費		
	② 充電環境整備費		
	③ 外国語表記のパンフレット等作成費		
	④ 外国語又はピクトグラム表示の整備費		
	⑤ 海外番組の視聴設備導入費		
	⑥ バリアフリー化整備		
	⑦ その他市長が必要と認める経費		
	⑧ 消費税		
	合 計		

※ 光回線使用料等の維持管理費は、対象となりません。

※ 施行業者の見積書（工事内容が具体的に分かるもの）を添付してください。

※ 県又は県観光連盟の補助金の交付を受けて、事業を実施する場合は、当該事業の補助金決定通知書（写し）を添付してください。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

武雄市長 様

（補助対象者）

住所

名称

代表者職氏名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない
場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市観光客受入環境整備支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、下記のとおり事業を実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業報告

施設概要	
工事等期間	

2 収支決算

(収入の部)

(単位：円)

	項 目	予算額	備 考
収 入	① 市補助金		
	② 県又は県観光連盟補助金		
	③ 自己資金等		
	合 計		
支 出	① 公衆無線LAN環境整備費		
	② 充電環境整備費		
	③ 外国語表記のパンフレット等作成費		
	④ 外国語又はピクトグラム表示の整備費		
	⑤ 海外番組の視聴設備導入費		
	⑥ バリアフリー化整備		
	⑦ その他市長が必要と認める経費		
	⑧ 消費税		
	合 計		

※ 光回線使用料等の維持管理費は、対象となりません。

※ 施工業者の完工報告書(写真等の工事内容が具体的に分かるもの)及び請求書(明細が分かるもの)を添付してください。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

武雄市長 様

（補助対象者）

住所

名称

代表者職氏名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しな
い場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市観光客受入環境整備支援事業費補助金請求書

年 月 日付け武市観第 号で確定通知があった 年度武
雄市観光客受入環境整備支援事業費補助金について、下記の金額を請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
交付決定額	金	円
概算払受領額	金	円
今回請求額	金	円

〔振込先〕

金融機関名	銀行	本・支店
口座番号	普通・当座	
口座名義		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

武雄市長 様

（補助対象者）

住所

名称

代表者職氏名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない
場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市観光客受入環境整備支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け武市観第 号により交付決定通知があった 年度武雄
市観光客受入環境整備支援事業費補助金について、下記の金額を請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
交付決定額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

[振込額]

金融機関名 銀行 本・支店
口座番号 普通・当座
口座名義

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)